② 焼却施設等のダイオキシン対策

ア 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法では，廃棄物焼却施設などダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者は年１回以上の測定（自主測定）を実施し，その結果を知事に報告しなければならないとされています。

平成20年度中に測定を実施し，報告のあった廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は，0ng-TEQ/m^{3}N～5.5ng-TEQ/m^{3}Nの範囲にあり，１施設が排出基準を超えていました（排出基準値5ng-TEQ/m^{3}Nに対し測定値5.5ng-TEQ/m^{3}N）。

同施設は，基準超過判明後，ごみの焼却量の調整や排出ガス処理施設の補修を行い，再測定を実施した結果，排出基準に適合しました（測定値3.3ng-TEQ/m^{3}N）。

また，ばいじん及び焼却灰の測定結果は，それぞれ0ng-TEQ/g～11 ng-TEQ/g，0ng-TEQ/g～0.71 ng-TEQ/gの範囲にありました。

なお，ばいじんと焼却灰については，排出基準は定められていませんが，埋立処分等を行う場合に，処分基準（3 ng-TEQ/g）が適用されることから，設置者に対し適正処理について指導を行っています。

廃棄物焼却炉以外の特定施設３施設（アルミニウム合金溶解炉（うち１施設休止中），クラフトパルプ漂白施設）についても，設置者による測定結果は全て排出基準に適合していました。

表１－61 廃棄物焼却施設に係る設置者による測定の状況

区分＼焼却能力		50kg/h以上100kg/h未満	100kg/h以上200kg/h未満	200kg/h以上2000kg/h未満	2000kg/h以上4000kg/h未満	計
届出事業場数		18	74	37	14	139
届出焼却炉数		20	75	46	25	166
稼働炉		19	60	39	23	141
排出ガス	測定炉	19	55	39	23	136
	実施率(%)	100%	92%	100%	100%	96%
ばいじん	測定炉	測定可能炉：2 2	測定可能炉：41 37	測定可能炉：37 37	測定可能炉：23 23	測定可能炉:103 99
	実施率(%)	100%	90%	100%	100%	96%
焼却灰	測定炉	測定可能炉：18 18	測定可能炉：59 56	測定可能炉：39 39	測定可能炉：19 19	測定可能炉:135 132
	実施率(%)	100%	95%	100%	100%	98%

注1） 焼却能力が50kg/h未満で火床面積が0.5m^{2}以上の施設については，焼却能力が50kg/h以上100kg/h未満の欄に計上している。

注2） 届出事業場数は,焼却能力の異なる複数の炉を設置している事業場があるため，合計は一致しない。

注3） 稼働炉とは,年間を通じて休止・建設中以外の稼働中の焼却炉であり,かつ，設置後1年以上経過したもの。

注4） 測定可能炉とは，ばいじんについては，稼働炉から集塵装置がない施設数，ばいじんの発生が僅かで測定できなかった施設数を除いた施設数である。焼却灰については，稼働炉から構造上焼却灰の発生がない流動床炉の施設数等を除いた施設数である。

イ　行政による立入調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法等の適正な施行を確保するため，県は立入調査を実施しています。

平成20年度は，廃棄物焼却施設の排出ガス（７施設）と廃棄物最終処分場の放流水（７施設）及び地下水（７施設）の立入調査を実施しました。

調査結果は，全ての施設で排出基準（地下水については環境基準）に適合していました。

表１－62　立入調査結果の概要

区　　分		施設数	測定結果の範囲	排出基準等超過施設数
廃棄物焼却施設	排出ガス	7	0.051～5.0ng-TEQ/m³N	0
廃　棄　物最終処分場	放流水	7	0.000051～5.6pg-TEQ/L	0
	地下水	7	0.025～0.044pg-TEQ/L	0

表１－63　ダイオキシン類に係る各種基準

1　環境基準

大　　気	0.6pg-TEQ／m³　以下
水　　質	1pg-TEQ／L　以下
水底の底質	150pg-TEQ／g　以下
土　　壌	1,000pg-TEQ／g　以下

2　排出基準

(1) 大気排出基準

① アルミニウム合金の溶解炉

新　設　施　設	既　存　施　設	
H12.1.15～	～H14.11.30	H14.12.1～
1ng-TEQ／m³	20ng-TEQ／m³	5ng-TEQ／m³

② 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg／h以上）

規　模	新　設　施　設	既　存　施　設		
	H12.1.15～	～H13.1.14	H13.1.15～H14.11.30	H14.12.1～
4t/h以上	0.1ng-TEQ／m³	基準の適用を猶予	80ng-TEQ／m³	1ng-TEQ／m³
2～4t/h未満	1ng-TEQ／m³			5ng-TEQ／m³
2t/h未満	5ng-TEQ／m³			10ng-TEQ／m³

(2) 水質排出基準

① クラフトパルプの漂白施設　10pg-TEQ／L（H12.1.15から適用）

3　廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

対象物	ばいじん及び焼却灰その他の燃えがら，廃ガス洗浄施設汚泥，これらの廃棄物を処分するために処理したもの		
基　準	新　設　施　設	既　存　施　設	
	H12.1.15～	～H14.11.30	H14.12.1～
	3ng-TEQ／g	基準の適用を猶予	3ng-TEQ／g※

※セメント固化，薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては基準を適用しない。

4　廃棄物最終処分場の維持管理基準

対象施設	一般廃棄物最終処分場及び管理型の産業廃棄物最終処分場		
放流水の基　準	新　設　施　設	既　存　施　設	
	H12.1.15～	～H13.1.14	H13.1.15～
	10pg-TEQ／L	基準の適用を猶予	10pg-TEQ／L

3　内分泌かく乱化学物質等対策

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は正式には，外因性内分泌かく乱化学物質といい

「動物の生体内に取り込まれた場合に，本来，その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味します。

環境省は，平成10年５月（平成12年11月改訂）に，内分泌かく乱化学物質に関する基本的な考え方，今後の対応方針等，環境ホルモン作用が疑われる67物質（改訂後65）をリストアップした「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定しました。これに沿って化学物質の内分泌系への作用に関する研究の推進，試験法開発及び試験の実施等を行い，新たな科学的知見が蓄積されました。平成17年３月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を取りまとめ，平成17年度からはこれに基づき調査研究等を推進しています。

４　ＰＲＴＲ制度（化学物質排出移動量届出制度）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で，有害性のある多種多様な化学物質が，どのような発生源から，どれくらい環境中に排出されたか，あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し，集計し，公表する制度のことです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が，平成11年７月に公布，平成12年３月に施行され，このＰＲＴＲ制度が導入されました。これにより，平成14年４月以降，対象業種（製造業など23業種）を営み，一定の要件を満たす事業者は，第一種指定化学物質（ベンゼン，ダイオキシン類など354物質）の環境への排出量等を，都道府県を経由して国（事業所管大臣）に届出が義務づけられ，国（環境省・経済産業省）は届出情報を集計・公表するとともに都道府県に届出情報を提供し，都道府県は，地域ニーズに応じて集計・公表をすることができます。

平成13年４月から対象事業者は，特定化学物質の排出量等を把握し，平成14年４月から，国への届出を開始しました。

平成20年度には，平成19年度の排出量・移動量について県内505の事業所から届出がありました。

事業者から届出のあった平成19年度の本県の排出量・移動量の全体の内訳は総排出量・移動量約778トンに対して総排出量約524トン，総移動量約254トンとなっています。

排出の内訳は，大気への排出388トン（総排出・移動量比50％），公共用水域への排出135トン（同17％），土壌への排出0.8トン（同0％），事業所内での埋め立て処分0トン（同0％）となっています。

また，移動の内訳は事業所外への廃棄物としての移動253トン（同33％），下水道への移動0.4トン（同0％）となっています。（表１－64，図１－36）